

船穂小学校 校内ルール

1 児童との接し方

- 児童の人権を尊重する意識を常にもち、言動に気を付けながら指導にあたる。
- いかなる理由があろうと、体罰は行わない。不必要な身体接触はしない。

2 家庭との連絡・通信

- 学校から家庭への連絡は、原則として職員室の公用電話を用いて行う。
- 留守電に個人情報を入れない。
- 児童、保護者のメールアドレス、ID等を取得しての個人的な通信は禁止する。
- 電話対応時間は「7：30～18：00」とする。（長期休業中は「8：15～16：45」とする。）
- 無届けで8時15分または健康観察までに児童が登校していない場合、当該児童宅まで電話連絡をし、欠席理由や所在等を確認する。

3 個別指導や面談

- 時間や場所に配慮し、長時間にわたったり、密室状態になったりしないように十分配慮する。
- 指導内容については同学年等に周知し、原則として複数対応をしていく。
- 案件によっては、事前・事後など適切な方法で家庭への連絡を行う。

4 情報管理

- 児童の個人情報（名簿や成績物・健康情報、写真等）に関する書類や電子データの取扱いには細心の注意を払い、校外の持ち出しなどによる、盗難、紛失、漏洩が絶対に無いようにする。
- 業務の都合で校外にデータを持ち出す際は、管理職に届け出の上、学校用のUSBを使用する。
- 教育上必要な行事や教育活動、作品などの撮影では、児童の肖像権及びプライバシー保護に十分配慮する。

5 集金業務

- 児童からの集金は、登校直後に行う。預かった集金は、必ず記録を手元に残して紛失や不明が無いように厳重に管理する。

6 その他

- 私物のスマートフォン等を教室に持っていかない。
- 貴重品を教室に持っていかない。
- 原則として、児童の輸送・搬送を教職員の自家用車で行わない。
- 問題や事故が起きた時は、事実確認を行った上で対応を協議する。また、全体で共通理解を図り、記録を残す。